



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 52 2008年04月17日

韓国特許出願(又は実用新案登録出願)に係る
拒絶理由通知に対する応答書の提出期間延長について

記

審査拒絶理由通知に対する応答書提出の期間は、現在では1ヶ月単位で無制限延長可能ですが、2008年07月01日以降発行の拒絶理由通知を対象に延長が可能な期間について指定期間の満了日から4ヶ月までに制限されることとなりました。

また、規定の4ヶ月間を超える期間延長が必要な場合は、事由を付して審査官の許可を求めることができるようになりますが、許可を得られる事由の具体的な内容については、追って韓国特許庁より公表される予定です。

なお、2008年07月01日以前発行の拒絶理由通知に対する応答書の提出期間延長は従前通り、制限なしで延長可能です。

以上

(情報提供 : FIRSTLAW LEE & KO)